

## 第 35 回 旧 R D 最終処分場問題連絡協議会の開催結果

- 日 時 令和 2 年 11 月 20 日（金） 19 : 00 ~ 20 : 56
- 場 所 栗東市総合福祉センター（なごやかセンター）集会室
- 主な質疑・ご意見

## 1. 前回の開催結果の確認について

①家庭系ごみ井戸の 3 か所の水質の違いには原因があると思うので、このことも考慮して調査をお願いしたい。

⇒ご意見の内容は大変難しいもので、単純な計算で原因がわかるものではありません。今後、全般的な水質データの状況を見て、必要な分析・評価をしっかりとさせていただく考えです、と回答しました。

## 2. 工事の進捗状況等について

②対策工事で有害物を掘削した場所に掘削していない場所からの影響があった場合には、この定点観測で分かるのか。

⇒定点観測は、掘削して盛土した場所と掘削していない場所の標高を観測し、工事後にどのような挙動を起こすのか確認するために行うものです。

また、（掘削していない場所の）有害物から溶出して汚染するかについては、下流部にある揚水ピットで浸透水の調査を行います、と回答しました。

③（対策工事の）基本的なスタンスとして、「処分場内に有害物があったとしても、処分場外に出ない限り問題ない」と考えるのか。または、「処分場内の掘削した場所の土壌は綺麗になったが、今後汚染された場合には、処分場内の有害物が全体に影響を与えるとして、その対策を今後考える必要がある」というスタンスなのか。

⇒場内の有害物は掘削除去したもののその他の廃棄物はまだ残っているため、処分場内の状態は監視する必要がありますが、対策工事は処分場の外に有害物を出さないことを目的としていることから、周辺の井戸をモニタリングし、異常が無ければ基本的に支障は除去できているとの考えです、と回答しました。

④処分場の廃止基準は場内で審査するのであり、処分場の外に影響するかどうかにかかわらず、処分場の中の地下水（浸透水）が汚れていたらこの処分場は廃止できないのではないか。

⇒二次対策工事の着手前に皆様と締結した協定では、処分場の中の状況が廃止基準を満たすまでモニタリングすることを約束させていただいており、場内の状況もしっかりと監視させていただきます、と回答しました。

### 3. 令和2年度第2回モニタリング調査結果について

⑤経堂池の調査結果について、時々基準値を超える項目があるが、県はどのような考えや認識を持っているのか。

⇒経堂池については、農業用水基準を超過したことがある項目は、pH、COD(有機物)、EC(電気伝導度)と全窒素です。これらの項目の中には、池のプランクトンの増殖等の自然的な要因で値が大きく変わるものもありますので、基準を超過していることが必ずしも処分場の影響が残っていることを示すとは限らないと考えています、と回答しました。

⑥家庭系ごみの影響に関する調査で、C-8だけがpHが低く、酸性度が高くなっている理由は何か。

⇒地下水のpHについては、結果に幅があり、酸性を示すこともあります。一般論として空気中の二酸化炭素が入ることによってpHが下がる等の可能性があります。C-8地点で酸性度が高くなっている具体的な原因については、現在測定しているデータからは分かりません、と回答しました。

#### 3-1. 二次対策工事後2年間のモニタリング調査について

⑦産廃特措法の目標達成は、基本的に処分場の外に環境被害が及ばなければいいという考え方で、その限りにおいてはいいと思うが、それとは別に、私たちの協定書には処分場を安全な状態にしてほしいという思いがある。例えば硫化水素ガスは敷地境界で測定するが、処分場の真ん中で硫化水素が発生している可能性もある。処分場そのものが安全になったかどうか分からなければ、跡地利用の話はできない。その点をきちんと切り分けて計画を立てるべきではないか。

⇒処分場の中の状況については、アドバイザーの先生方に意見を聞き、これから調査を進めていこうと考えています。今日の資料3-1では、「今後どのようなモニタリングをしていくのか非常に分かりにくい」というご意見をいただいていたことから、工事終了後2年間の調査内容を説明させていただいたものです、と回答しました。

#### 3-2. No.3-1井戸におけるひ素の地下水環境基準超過原因の検討について

⑧アドバイザーの意見で、自然由来が疑われる事例があるようだが、具体的な事例を示してほしい。

⇒情報を入手し共有させていただきたい、と回答しました。

### 4. アーカイブの作成について

⑨アーカイブの構成に、地元住民へのインタビューが含まれているが、当然、過去の行政職員へのインタビューも入っているのか。

⇒対策工着手前の行政対応検証委員会で当時の担当職員に対する聞き取りを行っており、その結果等も活用していくことになると思います、と回答しました。

⑩行政対応検証は、この不法投棄が起きるまでが対象であり、その後の対策に至るまでの対策室の室長や職員等に対するインタビューが必要だと思う。

⇒どのような形で行政対応を総括していくのか、これから様々な方法を考えていきたいと考えています、と回答しました。

## 5. その他

⑪跡地利用協議会の設置は令和3年度となっているが、どれぐらいの時期を目途に、どれぐらいの頻度で開催する考えか。

⇒跡地利用の開始は有効性の確認後になるのではないかと考えており、跡地利用協議会については、情報交換から始め、年に1～2回程度のペースでお集まりいただき、状況を見ながら話し合いを続けていくようなイメージを持っている、と回答しました。

◎旧RD最終処分場跡地利用協議会の構成員に中浮気団地自治会を加えてはどうかとのご提案があり、他の自治会にも同意をいただいたことから、県から中浮気団地自治会に跡地利用協議会への加入についてお声掛けすることとしました。

◎旧RD最終処分場問題に係る知事との意見交換の開催についてご案内しました。